

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年五月二十一日法律第四十二号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第一百五條の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第四百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第五百十一條の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四條第三項の改正規定、同法第四十四條第二項及び第四項の改正規定、同法第六十條の七の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第六十條の十一第一項の改正規定、同法第六十條の十二の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十條の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条<sup>(xxviii)</sup>に規定する」及び「（次項において「国際事務局」という。）」を削る部分に限る。）、「第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三條第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三條の六第二項の改正規定及び同法第六十八條の十六第一項の改正規定、第六條の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五條の三第一項の改正規定を除く。）並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中特許法第三十六條の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三條の二第一項の改正規定、同法第四十八條の三第五項の改正規定、同法第一百二十二條の二第一項の改正規定、同法第一百八十四條の四第四項の改正規定、同法第一百八十四條の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八條第一項第一号の改正規定、同法第三十三條の二第一項の改正規定、同法第四十八條の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法

第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日